**第５０回丸亀お城村城内通行規則**

**◆下記の点に十分注意して城内を通行してください◆**

**☆**城内の進行等いかなる場合においても **実行委員会の指示に従ってください。**

**☆**城内は **徐行（10㎞/h以下）** してください。

**☆**城内は **左回り（反時計回り）の一方通行** です。  
尚、５／２、５／５は御殿門前でUターンとします。

**☆**著しく車高の低い車など、城内の通行の妨げになる **改造車等は入場出来ません。**

**☆**下記の **通行許可時間 を 厳守** してください。

　　　５月３日６：００ ～ ８：３０ 、 ２１：４０ ～ ２２：５０

５月４日６：００ ～ ８：３０ 、 １７：５０ ～ １９：４０

**☆**　5/3・4両日とも **搬出時間は実行委員会で城内放送** します。  
各団体の責任者から連絡があるまでは入城しないでください。

**☆**特に5/4　搬出時間前に **入口に並ぶようなことは絶対にしない** でください。

**☆**通行許可証は必ず車のダッシュボードに置いてください。  
**携行していない場合は いかなる理由でも入城できません。**

**☆**お城村広場（芝生広場）出店者は **西門から入場し、西門より出てください。**

**☆**その他出店者は **南門から入場し、西門より出てください。**

**☆**城内の通行の際には、**城内の通行人に十分な注意を払い** 運転してください。

**☆　御殿表門** は **通行禁止** とします。

**☆　各部会より交通整理係を一人** 出してください。

**上記に 違反された場合は、来年度通行許可証を 発行致しません。**